

証明書発行手数料改定の概要

参考資料

令和7年第4回調布市議会定例会総務委員会
議案第106号 調布市手数料条例の一部を改正する条例

I 目的

(1) 料金の適正化

市は、平成4年以降、証明書等発行手数料（以下、手数料）の見直しを行っておらず、手数料の設定が近隣市より安価な状態となっている。利用者が証明書の対価を適正に負担することで（受益者負担の適正化）、証明書を利用しない市民との負担の公平性を確保するため、手数料の見直しを行う。

(2) 市民の利便性向上（どこでも市役所の推進・窓口の混雑緩和）

証明書取得の利便性向上（どこでも市役所の推進）とともに、窓口の混雑緩和を図るため、コンビニ交付サービス（以下、コンビニ交付）を促進する手数料を設定する。

2 見直しの基本的な考え方

(1) 原価計算と受益者負担

手数料は、特定の市民のために行う行政サービスの対価であり、その公平性・公正性を確保するため、証明書発行に係る原価計算を行い、原価計算で算出した経費を利用者（受益者）に負担してもらうことを基本とする。

(2) 近隣市とのバランス

証明書発行は、近隣市と同一の行政サービスであるため、近隣市の状況を踏まえた手数料とする。

(3) コンビニ交付の促進

期間限定割引の効果を検証し、コンビニ交付の利用促進につながる手数料とする。

3 見直し対象の証明書

(1) 住民基本台帳関係証明書 9種類（全種類現行手数料200円）

住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録証、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書、不在証明書、不在籍証明書、身分証明書、一般行政証明書

(2) 税務関係証明書 9種類（全種類現行手数料200円）

課税（非課税）証明書、所得証明書、法人諸証明、評価証明書、公課証明書、所在証明書、家屋滅失証明書、公簿等又は地籍図の閲覧、納税証明書

(3) コンビニ交付の戸籍謄本・抄本（条例本則現行手数料450円）

戸籍謄本・抄本は、国の政令で手数料の標準額が示されており、広域交付の観点から窓口手数料の改定は難しいが、コンビニ交付促進の観点から、コンビニ交付手数料の引下げを検討する。

4 原価計算の結果

	1通あたり原価			証明書種別（見直し対象の証明書）※	
	窓口	コンビニ	郵送		
住民基本台帳関係証明書	345円	279円	469円	9種類	住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録証、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書、不在証明書、不在籍証明書、身分証明書、一般行政証明書
税務関係証明書	330円	279円	470円	9種類	課税（非課税）証明書、所得証明書、法人諸証明、評価証明書、公課証明書、所在証明書、家屋滅失証明書、公簿等又は地籍図の閲覧、納税証明書

※赤字は、コンビニ交付で発行可能

5 多摩26市の状況（令和7年7月1日現在）

(1) 窓口手数料とコンビニ交付手数料

住民票を例に見ると、窓口手数料を300円としている市は、20市。また、窓口手数料とコンビニ交付手数料に差を設けている市は、期間限定割引を実施している市を含め21市である（表2）。

ア 多摩26市の手数料の状況

窓口	コンビニ	差額	団体数	
300円	300円	0円	2	東村山、稻城
300円	200円	▲100円	15	武蔵野、三鷹、青梅、町田、小金井、日野、国分寺、国立、福生、狛江、東大和、東久留米、多摩、羽村、西東京
300円	150円	▲150円	3	立川、清瀬、武蔵村山
250円	250円	0円	1	府中
250円	200円	▲50円	1	小平
200円	200円	0円	4	八王子、昭島、調布、あきる野

イ コンビニ交付期間限定割引の実施状況

250円	100円	▲150円	1	府中 R6.4.1～R9.3.31（36ヶ月間）
200円	100円	▲100円	1	調布 R7.3.1～R8.4.30（14ヶ月間）

(2) 郵送請求

現在、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの2種類は、郵送請求の場合、申請内容の不備確認連絡や定額小為替の取扱い等事務負担が大きいため、窓口手数料に100円上乗せし、手数料を300円としている。なお、多摩26市では、14市が郵送請求に対し、窓口手数料に100円を上乗せした設定をしている。

6 コンビニ交付期間限定割引の状況

（単位：通）（表3）

	R7.3.1～10.31	R6.3.1～10.31	増減	増減率
コンビニ交付	87,299	66,397	20,902	31.5%
（発行割合）	48.6%	35.6%		
窓口交付※	92,399	120,159	▲ 27,760	▲23.1%
（発行割合）	51.4%	64.4%		
合計	179,698	186,556	▲ 6,858	▲3.7%

※コンビニ交付で発行可能な証明書の交付通数を集計

証明書発行手数料改定の概要

7 手数料改定案

(1) 窓口手数料及びコンビニ交付手数料

原価計算及び近隣市の状況から、窓口手数料は300円に引上げ。コンビニ交付手数料は、コンビニ交付促進の観点から200円に据え置く(表4)。

(2) 郵送請求

原価計算に表れているとおり、郵送請求は、申請内容の不備や本人確認資料の未同封等による確認連絡、定額小為替の換金、封入封かん等事務負担が大きい。そのため、改定予定の全ての証明書について(戸籍謄抄本を除く)、窓口手数料に100円を上乗せする(表4)。

(3) 戸籍謄・抄本のコンビニ交付手数料

住基台帳関係証明書及び税務関係証明書同様に、コンビニ交付促進の観点から、戸籍謄・抄本のコンビニ交付手数料についても、窓口手数料より100円引下げる(表4)。

【手数料改定案】

(表4)

	改定案 ※1			見直し対象の証明書 赤字はコンビニ交付で発行可能	
	窓口	コンビニ	郵送		
住民基本台帳関係証明書	300円 (200円)	200円 (200円)	400円 (※2)	9種類	住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録証、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書、不在証明書、不在籍証明書、身分証明書、一般行政証明書
税務関係証明書	300円 (200円)	200円 (200円)	400円 (200円)	9種類	課税(非課税)証明書、所得証明書、法人諸証明、評価証明書、公課証明書、所在証明書、家屋滅失証明書、公簿等又は地籍図の閲覧、納税証明書
戸籍謄本・抄本	450円 (450円)	350円 (450円)	450円 (450円)		国の政令に定めがあるため、コンビニ交付のみ引下げ改定

※1 ()は現行手数料

※2 郵送請求の現行手数料は、住民票の写し及び戸籍の附票の写しが300円、その他200円

【多摩26市 戸籍謄・抄本の手数料の状況(令和7年7月1日現在)】(表5)

窓口	コンビニ	差額	団体数	
450円	450円	0円	14	八王子、武蔵野、府中、調布、小金井、小平、日野、東村山、国分寺、国立、福生、狛江、多摩、羽村
450円	350円	▲100円	5	三鷹、青梅、東大和、東久留米、西東京
450円	300円	▲150円	3	立川、町田、清瀬
450円	250円	▲200円	1	武蔵村山

※昭島、稻城及びあきる野は、戸籍謄・抄本のコンビニ交付を実施していない。

改定対象証明書一覧(赤字はコンビニ交付で取得可能)

(表6)

No.1~9:住民基本台帳関係の証明書。No.10~18:税務関係の証明書

No.	証明書の名称	概要	令和6年度 発行通数	現行 手数料	改定案		
					窓口	コンビニ	郵送
1	住民票の写し	住民の居住関係を公証する書類で、氏名、住所、生年月日、性別などの情報が記載されている。市区町村が住民基本台帳法に基づいて作成しており、住所の証明や行政手続、各種契約などに使われる。	12万7336通	200円 (郵送300円)	300円	200円	400円
2	印鑑登録証明書	市区町村に登録された印鑑(実印)が本人のものであることを公的に証明する書類。これは、不動産取引や自動車登録など、重要な契約や手続きの際に使われる。	6万2116通	200円	300円	200円	—
3	印鑑登録証	印鑑登録をしたことを証するものであり、カードを発行している。窓口で印鑑登録証明書を取得する際は、カード(印鑑登録証)の提示が必要である。	8667通	200円	300円	—	—
4	戸籍の附票の写し	戸籍が作られてから現在に至るまでの住所地の履歴を記録したもの。戸籍に記載されている人の住所の移り変わりを証明する際に使われる。	9009通	200円 (郵送300円)	300円	200円	400円
5	住民票記載事項証明書	住民票に記載されている項目のうち、必要な項目だけを抜き出して証明する書類のこと。住民票の写しでは不要な情報まで含まれてしまうために、提出先が必要としている内容のみに限定した証明書。	2929通	200円	300円	—	400円
6	不在証明書	申請日現在で、申請書に記載された住所に住民票がないことを証明する書類。主に相続手続や、登記簿の住所変更、車の廃車手続など、過去の住所証明が必要な場合に使われる。	171通	200円	300円	—	400円
7	不在籍証明書	申請日現在で、申請された本籍・氏名が一致する戸籍・除籍・改製原戸籍が、該当の市区町村に存在しないことを証明する書類。主に、不動産登記などで、名義人の同一性を確認するために使われる。	74通	200円	300円	—	400円
8	身分証明書	本籍地の市区町村で発行される証明書で、成年被後見人や破産宣告を受けていないことを証明するもの。主に、資格取得や就職活動で提出を求められる。	1574通	200円	300円	—	400円
9	一般行政証明書	主には独身証明書(結婚していないことを証明する書類であり、本籍地の市区町村で取得可能)。	295通	200円	300円	—	400円
10	課税(非課税)証明書	課税又は非課税に係る所得金額、控除額、市民税・都民税及び森林環境税の税額等を証明する書類で、それらの情報が記載されている。賦課期日現在、住所地のある市区町村が交付しており、シルバーパスの手続などに使われる。	3万2326通	200円	300円	200円	400円
11	所得証明書	市民税・都民税の課税額を算定するうえで、申告書等の課税資料より把握した所得額及び課税情報が記載されている。賦課期日現在、住所地のある市区町村が交付しており、ローン手続などに使われる。	3361通	200円	300円	200円	400円
12	法人諸証明	法人市民税の課税対象法人に関する内容を公証する書類で、法人の名称ほか法人市民税の課税情報や所在等の情報が記載されている。	2通	200円	300円	—	400円
13	評価証明書	土地・家屋の所有者氏名、所在地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額、課税標準額が記載されている。登記申請や訴訟の際に使われる。	8087通	200円	300円	—	400円
14	公課証明書	土地・家屋は、評価証明書の記載内容に加え、税相当額が記載されている。償却資産は、所有者氏名、種類ごとの取得価額、決定価格、課税標準額、税相当額が記載されている。訴訟や税務申告に使われる。	5614通	200円	300円	—	400円
15	所在証明書	土地・家屋の所在地、土地の地目や地籍、家屋の種類や床面積等が記載されている。誰でも取得できる。	13通	200円	300円	—	400円
16	家屋滅失証明書	家屋が滅失していることを証明する。建物滅失登記をする際に使われる。	1通	200円	300円	—	400円
17	公簿等又は地籍図の閲覧	公簿等として名寄せ付している。資産の所在地番、評価額、課税標準額、税相当額等を記載し、所有者ごとに一覧にしたもの。税務申告、遺言書の作成等に使われる。地籍図は、公図を元に地番とその土地の形状を記載している。	1377通	200円	300円	—	400円
18	納税証明書	市税の課税額及び納税額のほか、滞納処分を受けたことがないことを証明する書類で、それらの情報が記載されている。市区町村が地方税法に基づいて作成しており、銀行ローンやピザ更新、各種助成金の申請などに使われる。	6542通	200円	300円	200円	400円
19	戸籍謄本・抄本	戸籍に記載されている内容の証明書。戸籍謄本は、戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものであり、戸籍抄本は、戸籍に記載されている者のうち一人又は複数人の身分事項を証明するもの。	4万506通	450円	450円	350円	450円